

市第 3 4 号議案 旅館業法施行令に基づく旅館業の施設の  
構造設備の基準に関する条例の一部改正 説明資料

1 現行市条例の概要

旅館業法施行令に基づき、現在本市条例では、  
ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業の施設の構造設備基準  
を定めています。

2 現行県条例の概要

旅館業法に基づき、現在神奈川県条例で定められている基準は、次のとおり  
です。

- (1) 旅館等の建設に係る近接する学校等の社会教育施設や児童福祉施設に  
対する意見徴収
- (2) 寝具の保管方法等の衛生基準
- (3) 宿泊を拒むことができる事由

上記の事項は、地方自治法施行令により、県が定めることとされていまし  
たが、今般、上記の事項を本市条例に追加します。

3 市条例で新たに規定する主な内容

上記の現行市条例、現行県条例に加えて、新たに次の基準を規定します。

現行県条例、現行 市条例の基準	新たに規定する主な基準及び条項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定はないが法及び法施行令に面接に関する規定があり、現在も対応※</li> </ul>	入室確認 (善良風俗 の保持)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業者は宿泊者と面接すること</li> <li>・フロントを通らず自動的にかぎを受け取れるような設備を設けないこと</li> </ul>	別表第 1 第 1 項、別表第 2 第 3 項第 3 号

※旅館業法：営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業等を記載すること。  
旅館業法施行令：宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場等を有すること。

4 現行市条例の主な変更事項

現行市条例から、次の基準を削除しました。

削除した基準		理由
客室の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央管理方式の自動施錠装置等が設けられていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 で面接を行うことを明記したこと</li> </ul>